

名古屋市公共測量作業規程

名古屋市公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示413号）を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と読替え、「規程は、」の下に「名古屋市が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読替えるものとする。

上記規程は、平成21年2月6日付け国土交通大臣（国国地発第1034号）にて承認された。